

平成18年度

バイオマス関係予算概算決定の概要

平成17年12月

農林水産省大臣官房環境政策課

バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用的高度化等の促進

地球温暖化防止や循環型社会の構築等に向け、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現を強力に推進。

24,630(27,787)百万円

1 ポイント

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用に関する取組や資源循環型コミュニティづくりを推進するため、次の取組を総合的な対策として実施。

(1) バイオマスの環づくり交付金 13,729(14,381)百万円

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。

(2) バイオマスプラスチックの利用促進(成果重視事業)

628(1,038)百万円

バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、低コスト生産技術の実証、普及啓発、導入実証等を16年度から18年度の3カ年で実施。

(3) 地域での取組を円滑に推進するための条件整備

① 広域連携等バイオマス利活用推進事業 150(0)百万円

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等のバイオマス利活用システム(収集・運搬・変換等)の構築について支援。

② 革新的な研究・技術開発の推進 1,809(1,919)百万円

バイオマスの地域循環利用システム化技術の研究開発、バイオマスエネルギー生産技術の実用化、リグニン等木材成分の高度利用技術の開発、未利用の水産バイオマスの多段階利用技術の開発等を実施。

③ バイオマス利活用の活性化に向けた取組への支援

8,315(10,449)百万円

バイオマス利活用に関する調査分析、バイオマス利活用の取組の核となる人材の育成、バイオマス利活用施設の整備等により、地域の実情に応じたバイオマス利活用の取組を支援。

2 事業実施主体

独立行政法人、民間団体、地方公共団体、PFI事業者等

3 補助率

(1) 定額、(2) 1/2以内等、(3) ① 1/2以内、②定額等、③ 1/2以内等

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

バイオマスの環づくり交付金（継続）

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待されるところである。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

(2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

4 交付率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 平成18年度概算決定額 13,729（14,381）百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室（03-3502-8466（直））]

バイオマスプラスチックの利用促進(成果重視事業) ～バイオマス生活創造構想～

1. 趣 旨

地球温暖化の防止、廃棄物処理問題の解消、新産業の育成、地域の活性化の観点からバイオマスの利活用の促進を図る中で、バイオマスのプラスチックなどの製品への利用はエネルギー利用と並んで重要である。しかしながら、バイオマスプラスチックの生産は、技術的には既に可能であるにも関わらず、現状では、①国内に生産体制がない、②石油由来の汎用プラスチックに比べ高価である、③バイオマスプラスチックの価値が十分に認知されていないといった理由からその普及が進んでいないのが実情である。

このため、成果重視事業として適切な評価を行いながら、複数年にわたり計画的に国内にバイオマスプラスチックを浸透させ、生活を取り巻くさまざまな製品への利用を図るべく、技術開発、需要喚起、技術実証施設の整備に取り組むものである。

2. 事業内容

(1) 技術開発

バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発

(2) 全国レベルの普及

利用促進に向けたバイオ生分解素材の利用評価、パンフレット作成等の普及啓発

(3) 地域レベルでの普及

地域における農業資材、食器やゴミ袋等としてのバイオマスプラスチックの導入支援、社会実験

(4) 施設整備

技術開発、需要喚起の進捗状況を踏まえたバイオマスプラスチックの技術実証施設整備

3. 事業実施主体等

(1) 独立行政法人、都道府県、市町村、大学、民間

(2) 民間団体

(3) 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者

(4) 都道府県、市町村、民間企業、第3セクター

4. 平成18年度概算決定額 628(1,038)百万円

5. 補助率

(1) 定額

(2) 定額

(3) 1/2 (※食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者においては、掛かり増し経費の1/2以内)

(4) 1/2

6. 実施期間 平成16年度～18年度

【 担当課(室) : 大臣官房環境政策課 】

広域連携等バイオマス利活用推進事業（新規）

1. 趣 旨

地球温暖化、廃棄物処理等の環境問題解決に向けて、バイオマスの利活用の推進は喫緊の課題である。

この様な状況の中、食品廃棄物の利活用率は低く、その多くを発生させている広域な事業を展開する食品事業者等によるバイオマスの利活用の強力な推進が必要とされる。

また一方では、都市的地域で発生したバイオマスを、農村地域の農業生産者が肥料・飼料として活用し、生産した農産物を都市住民に提供する、またその輸送や農業用トラクター、ハウス等にバイオマス由来燃料を活用する等、バイオマスの広域利用による都市と農村の交流等が期待されているところである。

しかしながら、都道府県界を越える広域なバイオマスの利活用については、都道府県等を対象とした交付金では、事業者が都道府県等から十分な支援が得られない恐れや、都道府県間の調整等により、事業化が図られない場合がある。

このため、食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の取り組みについて、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築とバイオマスの利活用を通じた農村の振興等を推進する。

2. 事業内容

食品事業者・事業協同組合等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進についての以下の取り組みを支援。

(1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築

協働体制構築に必要な協議会の設置・開催、共同研修活動等への支援。

(2) バイオマス利活用マニュアルの策定

経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル策定等への支援。

(3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築

バイオマスの特性に応じた利活用システムの開発、機器整備等への支援。

(4) バイオマスの変換技術・利用促進支援

先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利用促進等への支援。

(5) 資源作物等の実用化支援

資源作物等のバイオマスを原料としたバイオディーゼル燃料等製造システムの構築のための機器整備等への支援。

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者

(2) 補助率：1/2以内

(3) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度概算決定額

150,000 (—) 千円

【担当課：農村振興局企画部農村政策課】

平成18年度概算決定バイオマス関係各予算の概要

18概算決定額(17予算額)

1 バイオマスの環づくり交付金

13,728,589(14,380,680)千円

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。

2 バイオマスプラスチックの利用促進(成果重視事業)

～バイオマス生活創造構想事業～

628,344(1,037,702)千円

バイオマスプラスチックの利活用を促進するため、低コスト生産技術の開発・実証、普及啓発、導入実証等を16年度から18年度の3カ年で実施。

3 広域連携等バイオマス利活用推進事業(農村振興局)

150,000(0)千円

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等のバイオマス利活用システム(収集・運搬・変換等)の構築について支援。

4 革新的な研究・技術開発の推進

1,808,634千円

(1) 農林水産バイオリサイクル研究(技術会議)

1,235,847(1,395,253)千円

バイオマスの変換・利用技術の開発、バイオマスの多段階利用による地域モデルの構築と実証等を通じたバイオマスの地域循環システムの実用化等。

(2) 地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発(技術会議)

461,919(401,767)千円

地域有機性資源の特性に応じたバイオマスエネルギー生産技術の開発・実証・実用化

(3) 低コスト木質資源利用技術開発事業(林野庁)

95,269(0)千円

林地残材、製材工場残材等の未利用木質資源の利用の推進を図るため、木質成分のうち未開拓の天然資源であるリグニンを低コストで分離・精製する技術及び、その成分を用いた高度利用技術の開発を実施。

(4) 水産業振興型技術開発事業費

(うち水産バイオマスの資源化技術開発事業)(水産庁)

15,599(27,207)千円

これまでの水産加工残渣やアブラソコムツの食品利用技術の開発の成果を踏まえて、実用化の可能性が高い海藻類を中心に有用物質の抽出、メタンガス利用、堆肥化と多段階に利用するための技術開発を実施。

5 バイオマスの利活用の活性化に向けた取組への支援 8,314,703千円

(1) バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業（大臣官房） 60,775(0)千円

地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマスの利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発の実施。

(2) バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業（大臣官房）

44,247(0)千円

バイオマスの賦存量や需要等の利用可能性、先行するバイオマスタウンの取組、研究機関等における先進技術及び海外における先進事例を調査した上で、バイオマスタウンのモデルプランを作成。

(3) 食生活動向調査（統計部）

28,633(22,579)千円

家庭における食生活の実態、外食における食べ残しの発生状態等をより詳細に明らかにするため、従来の食品ロス統計調査に、家庭での食品の購入・保存状況及び結婚式場、宴会場等での食べ残しの調査を追加して実施。

(4) 食品循環資源の再生利用等実態調査（統計部）

18,780(12,563)千円

食品産業における食品廃棄物等の発生量、再生利用等の実施状況を把握する調査を実施。

(5) 食品廃棄物等発生状況調査委託事業（総合食料局）

20,000(0)千円

地方農政事務所が、「食品リサイクル法」に基づく食品循環資源の再生利用等に係る取組の目標年度（平成18年度）における事業者の実施状況を調査点検するに当たり、その基礎資料となる事業者台帳データについて、それまでの調査点検実績を反映させるなどのデータ更新を実施。

(6) 食品資源循環形成推進事業（総合食料局）

28,000(0)千円

「食品リサイクル法」に基づく「食品リサイクル・ループ」の形成を推進するため、食品廃棄物等を排出した食品関連事業者が、リサイクル肥飼料等を用いて生産された食料を販売・提供する試みを広く普及・浸透させるための仕組みやルールを整備。

(7) 容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業（総合食料局）

55,964(0)千円

「容器包装リサイクル法」の見直しに係る普及啓発等を行うとともに、リサイクル義務を有する事業者間における不公平感を是正するため、「ただ乗り事業者」の義務履行確保に向けた対策を強化。

- (8) **畜産環境総合整備事業（生産局）** 4,885,000(7,246,000)千円
家畜排せつ物処理施設及びたい肥の還元用草地等を一体的に整備。
- (9) **バイオマスタウン形成促進支援調査事業（農村振興局）** 200,000(0)千円
バイオマスタウンの早期実現に向け、地域が行うバイオマス利活用施設整備
に対して技術的支援を強化。
- (10) **増養殖機能等実証調査事業（水産庁）** 62,304(95,796)千円
貝殻のリサイクルについて、汎用性のある用途拡大を図りつつ、特に要望の
高い増養殖場造成への活用の推進を図るためのガイドラインの作成等。
- (11) **水産基盤整備事業のうち水産系副産物活用推進モデル事業（水産庁）**
2,362,000(2,009,000)千円
漁村における循環型社会の形成に資するため、漁業活動等から発生するホタ
テ、カキ殻等水産系副産物を、漁場環境整備等に係る水産基盤整備事業等の資
材として再生利用する仕組みを構築し、水産系副産物リサイクルの全国展開を
推進する。
- (12) **水産基盤整備事業のうち自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業**
(水産庁)
187,000(352,000)千円
沿岸漂砂等により、泊地や航路に堆積した砂の有効活用を図るため、近隣の
侵食海岸等へ砂を輸送する施設の整備や間伐材等を利用した魚礁の設置など、
地域資源を活用した効率的な漁港漁場整備をモデル的に実施する。
- (13) **漁村総合整備事業費補助のうち漁業集落環境整備事業（水産庁）**
362,000(381,000)千円
排水処理施設から発生する汚泥等を利活用するための堆肥化施設の整備等。

6 関連対策

- (1) 強い農業づくり交付金 40,505,635(47,008,922)千円の内数
ア 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を実施。(生産局)
イ 経営体の育成及び確保を図るために必要な高品質たい肥製造施設の整備等。(経営局)
- (2) 農業農村整備事業(農村振興局) 81,988,875(99,545,920)千円の内数
農村振興総合整備事業
村づくり交付金
中山間地域総合整備事業
農業集落排水資源循環統合補助事業
有機性資源等の循環利用のためのコンポスト化施設等の整備。
- (3) 強い林業・木材産業づくり交付金 6,990,037(7,809,406)千円の内数
民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域に賦存する木質バイオマス
をエネルギーや製品の原料として総合的に利活用する施設整備を実施。
(林野庁)
- (4) 間伐材等地域材実需拡大支援事業のうち木質ペレット利用推進対策
(林野庁)
47,000(50,000)千円の内数
未利用間伐材等を原料とする木質ペレットのより一層の普及を進めるため、
木質ペレットと利用装置との適応性の調査や、木質ペレットの規格化を進める
とともに、木質ペレットを使用する意義等についての普及活動を実施。
- (5) 木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業(林野庁) 3,434(3,815)千円
地域材による木材チップ利用拡大のため、木材チップの安定供給体制構築へ
向けた指針の作成・普及等を実施
- (6) 強い水産業づくり交付金 11,823,420(15,228,087)千円の内数
水産物の流通加工過程において発生する加工残滓や各種排水の処理等におい
て環境負荷を極力低減した処理を行う水産廃棄物等処理施設の整備等。
(水産庁)